

ここが聞きたい

一般質問



協働のまちづくり支援事業により行われた若草町第3公区の排雪

問 町では新年度より本格的に「協働のまちづくり支援事業」が始まり、町民が町づくりに積極的に参加する地方分権型の公区行政を進めることになるが、次の点について伺う。

①現在、幕別町には98公区あり、6世帯の公区から30世帯までの公区が28ある。地域的なことで問題もあると思うが、協働のまちづくりの推進を考えれば、

町村合併を機にできるだけ公区の再編を行うべきではないか。

②公区長報酬と公区運営費の今後のあり方についての考えは。

③町の職員も協働のまちづくり支援事業の推進のために積極的に公区活動に参加し、以てその範を示すことが大切だと思うが。

④協働のまちづくり支援事業について、全体的にももう少し濃やかな配慮が必要だと思う。特にこの事業の推進についてはコミュニティが最も大切である。

「地域コミュニティ支援」については、支援を厚くし、盆踊り、運動会等とは別に講演会等の小規模なコミュニティ活動や公区の周年事業についても支援すべきだし、「助け合い活動」では、排雪は交差点の排雪を考えるべきだし、独居老人の声かけ運動もある。そのほかに、省エネ運動やノーレジ袋・マイバック運動等、地域公区の人々が自主的に協力し活動したいと思うような「支援事業」になるよう、その内容につ

協働のまちづくり支援事業と公区行政のあり方は

芳 滝 仁 議員

いて考える必要があると思うがどうか。

町長

①幕別町では、行政区設置条例上の「公区」と住民自らが会費等を徴収し運営を行っている「町内会」が同じ地域範囲をもつて設置・運営されており、行政区、町内会の設置や分割・統合については、地域に居住する住民自らの考え方に基き行われているのが実情であることから、行政がそれらを指導すること

は、住民自治を推進する立場から難しいが、公区戸数の増大や、逆に減少等によって公区活動に支障をきたすような場合には、地域と十分相談させていただきながら、対応をしていきたい。

今後のまちづくりを行う上では、これまでも増して住民と行政が協力しまちづくりを行うことが必要であり、このことが住民自治の振興を図る上で重要であると認識しているので、今後とも行政として公区活動について支援をしていきたい。

②現在、公区長の代表者12名による「協働のまちづくり検討委員会」において、事業を効果的に行うための公区の財源確保、さらには住民自治の振興のための財源確保といった面からも、公区運営・公区長報酬のあり方について検討を行っている。

さらに、幕別町と忠類村の合併の面からは、公区運営費及び公区長報酬について両町村に差異があることから、今後、両町村において、合併に向けた事務事業

の調整の中においても検討し、平成17年度中に一定の結論を出したい。

なお、報酬や運営費の使用の方については、全くこちらから関知するようなものではないので、公区によって自由に、総会等で論議をされた中で使ってもらいたい。

③常に職員に対して公区活動など地域の活動については積極的に参加するよう指示している。協働のまちづくり支援事業についても、今後の住民自治の振興上大きな柱になることから、引き続き職員に対し、積極的に地域活動等に参加するよう指導していきたい。

④協働のまちづくり支援事業は、住民と行政が「ともに考え、ともに行動する」ことを基本的な考えとして

事業内容や事業推進策等については、住民意識の醸成を図るべく、住民の皆さんのいろんなご意見を聞く中で、支援事業の充実・拡充等を図っていきたい。

問

幕別町の基幹産業は農業である。この農業を継続し、かつ安心して営農を行うことができるために農振法（農業振興地域の整備に関する法律）がある。

農振法は、農業を総合的に振興することが必要な地域について、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを主たる目的としているが、次の点について伺う。

①本町では、昭和47年の農業振興地域整備計画策定に基づき、農業の発展方策が推進されているが、その後、平成2年に一度計画変更がされたものの、現在まで15年間も目標達成の検証や計画の見直し等がなされていない。なぜこうなったのか。

②農振計画の見直しが行われていない15年間において、農業を取り巻く環境の変化、特に産業経済の著しい推移、農家農村生活の移り変わり、また都会生活者が農村に求めるニーズが大きく変貌してきている。

農村の落ち着いた生活環

農振計画の見直しで都会生活者のニーズに応えるべき

伊 東 昭 雄 議員

の見直しを図るべきではないか。

町長

農振法の主旨は、

基礎調査の結果必要であればおおむね5年を目途に、またはその他特別な理由により見直す必要が生じた場合に市町村計画の見直しをするというものである。

5年を経過した平成7年に見直しを検討したが、当時は、バブル経済が破綻し、大規模な開発計画が見込めない状況であったことや農用地の流動化など農振計画を全体的に見直しするまでの必要性がないとの判断をしたところである。

その後、平成12年には農振法の大きな改正があり、国が農地確保について一定の基準を示したことや農振計画の計画事項を追加するなど農振計画策定のうえでの基準が改正されたことも大きな要因になっている。

しかし、近年、農業後継者や担い手不足の影響により、農地流動化の対応を図る必要性が生じてきたことにより、農業振興公社の設立と合わせ、農振計画の全体的な見直しの作業を進め

ているところである。

なお、農振農用地区域内の部分的な見直しについては、その都度実施しており、用途区分の変更や農用地区域の除外など逐一作業を進めている。

②一段と厳しさを増す農業情勢において、町としては、本町農業の基本的な振興方

策を定めた「幕別町農業・農村振興計画」に基づき各

種施策を推進しているところであるが、現在、農村休暇法、いわゆるグリーンツーリズムに基づく市町村計画を策定すべく作業を進めている。

この計画では、農業の付加価値を高めるということ

を目的に、農村滞在型余暇活動の機能整備、農用地その他の農業資源の機能増進のための土地利用、農作業体験施設の整備などの基本方針を示しているが、専業大型経営が主体である本町の農業形態の実情を踏まえた上で、農業の総合的な振興という観点から積極的な推進を図ることと考えている。

確かに都市の人たちが農村部や静かな環境の中でリフレッシュあるいは心の癒しを求めているという時代にあることは承知しているが、農振法は優良農地を守り、農業振興を進展させることを目的としており、今、幕別町の大事な農業振興地域で守られている農地を外して、そこに都会の人たちを入れていくというような構想や考え方は、今の段階では持つておらず、あくまでも農振法の法律の中で、農業を守っていきたい。



町内の農地風景

公営住宅の駐車場対策が必要ではないか

中野 敏 勝 議員

問

車は生活の必需品、公営住宅においても駐車場が不足している。

札幌市には4棟126

戸の住宅があり、すべて入

居しているが、駐車場は一

世帯に1台の割り当てスベ

ースになっている。2台以

上の場合には他に駐車場を確

保することになっている

が、適当な場所もなく、通

路や来客用に駐車している

のが現状である。

車は入居全世帯が所有し

てはいないが、交通事情や

家庭環境などの変化に伴っ

て、車の数も1台から2台、

3台と増えている。そのた

め駐車場が不足し、住民は

自由に駐車できる場所の確

保を要望している。

行政は事実を把握し、き

め細やかな対応が必要と考

え、次のことを伺う。

①地域の環境の変化や交通

事情に伴う改善要望などの

関係機関への対応は。

②車を所有していない世帯

の駐車場使用の考えは。

③駐車場の増設が必要では

④駐車場有料化への考えは。

⑤指定管理者制度の導入や

民間委託の考えは。

町長

①公営住宅制度は

住宅に困窮する低額所得者

の居住の安定と居住水準の

向上のために大きな役割を

果たしてきたところである

が、社会情勢の変化に伴い

制度の改正等が幾度か行わ

れ、特に高齢者や障害者な

ど住宅に困窮する方に対し

て、良好な居住環境を備え

た公営住宅の提供が一層必

要となってきたところ

である。

こうした中、地域事情や

多様化するニーズに対応す

るため、北海道住宅促進会

や全国公営住宅等推進協議

会等の関係団体を通じて、

公営住宅整備、環境、管理

等公営住宅にかかわる意

見・要望等について、国に

働きかけている。

②車を所有していない世帯

であつても家族等が訪れる際に使用することがあるため、その世帯の駐車場としている。

③駐車場は、国の駐車場整備制度に基づき一世帯1台

の整備に努めているが、1

台以上のスペースを整備す

ることは、用地の確保や用

地費などの問題から、現状

では非常に難しい。

公営住宅敷地内であれば、

いろんな土地の活用がで

きるのではないかとすること

もあるが、公営住宅を整備

する際には、建物本体、公

園、駐車場などが公営住宅

の整備基準に基づいて整備

されている、あるいは補助

金が伴っていることから、

大幅に長の権限だけで使途

を変更するということは難

しい。

④有料駐車場の有る公営住

宅は、道営の若草団地だけ

となっている。現在、公営

住宅再生マスタープランに

基づき公営住宅の建て替え

を進めているが、これらの

整備状況、道営住宅あるい

は管内の動向を見極め、ど

うあるべきかを引き続き検

討していききたい。

⑤住宅困窮度に応じた優先入居の実施や、地域の実情や居住者の状況に応じた適

切な家賃設定などは、公正

な住宅施策の観点から行政

主体としての判断が必要と

なるので、公営住宅の入居

者の決定、家賃の設定その

他公営住宅法上行政主体が

行うこととされている事務

を指定管理者に委任して行

わせることは範囲外とされ

ている。

家賃収入についても、家

賃水準やそのあり方自体が

公営住宅制度の根幹である

ことから、指定管理者に委

任することは適切ではない

が、家賃徴収などの事務を

使用料を収受させることは

差し支えないとされている。

現在のところ指定管理者

制度の導入は考えていない

が、今後、国や道の動向を

見ながら、先進地の事例を

調査するなど、研究を進め

ていきたい。



車社会が思わぬ影響を及ぼしている公営住宅の駐車場

問

子供のころから生きた英語に慣れ親しむことは、人として幅広く国際的な感性を持つために、小学校からの英語教育が不可欠と考える。

私が小学生のころは国際交流指導員もいないし、外国人に会う機会もなかった。まったく免疫がないまま、6年間英語の授業を受けたが、「アイアム ア ペン」程度の英語能力しかない。

私だけではなく、今までの英語教育でどれほどの子供たちが英会話をできるようになったか個々の差はあると思うが、子供のころから英語に慣れ親しむ環境を作ることで、子供たちが自身がグローバルな考えを持ち、これからの人生の選択肢を大きく増やすものと考ええる。その環境を作り出すことは、大人としての責務と考える。

昨年の第二回定例町議会において同趣旨の質問が出され、その後、中教審としての答申はまだ出てきていないが、教育委員会として約8カ月の間、現場と研究を深めてこられたことと思う。

小学校の早期英語教育を積極的に取り組むべき

前 川 雅 志 議員

昨年の暮れの文部科学省の概算要求に、「小学校英語活動指導力向上事業」が盛り込まれたが、この事業は、「小学校英語活動地域サポート事業」と「英語指導力開発ワークショップ」の2つがあり、3月に申請の受付が始まり、早期英語教育への国としての新規事業がいよいよスタートしようとしている。

教育委員会としても鋭意研究されてきたと思う

が、これまで行ってきた総合的な学習の時間におけるカリキュラムの組み立てを一考し、全国に先駆けて国費を有効に活用した取り組みを積極的に行うべきと考えるが、見解を伺う。

教育長

英語は、母語の異なる人々の間をつなぐ国際的共通語として、21世紀を生きる子どもたちが、英語の基礎的・実践的コミュニ

ケーション能力を身につけることは不可欠であり、今後ますます重要になって来るものと認識している。将来的に国際舞台で活躍できる人材を育成することは非常に大事なことで理解している。

早期英語教育については、①国際的なコミュニケーション言葉であること、②国際理解に最も役立つ言葉であること、③児童期は英語学習の最適期であることなどの賛成派の考え方がある一方、反対派の考え方としては、①指導者、教材、指導法などの課題を抱えていること、②日本の文化、伝統、日本語の正しい使用法・表現などを習得させ、基礎的学力を養う方が先決との考え方、③アメリカの幼稚園や小学校で行っている「ショー・アンド・テ

現在、町内9校の小学校のうち、6校が国際理解教育の一環として、簡単な英語による挨拶や遊びをカリキュラムに取り入れているが、総合学習については、平成14年度から各学校が創意工夫を生かし、学校独自の考え方の中で計画的に、継続的に取り組んできている経緯や、学力の向上のため、基礎・基本の定着に向けた時間に充てている状況等もあることから、「総合的な学習の時間」の中に一定時数の英語活動教育を取り入れることができるかなどのカリキュラム編成上の課題もあるので、文部科学省から示される事業概要を見極め、さらには各学校現場の意見・考え方を聞きながら、前向きに検討していきたい。



国際理解教育で英語に親しむ古舞小学校の生徒

小学校の英語教育活動については、今、文部科学省の詳しい事業内容が降りてきていないが、モデル事業の活用を図りながら、小学校と中学校の連携のもと、小学生段階からの英語活動について取り組むことの必要性、あるいは課題等についての研究をし、幕別町ならではの結果を検証してみたいとの考えを持っている。

なお、「総合的な学習の時間」との関係については、



問

完全学校週5日制の下、各学校が「特色ある教育」を展開し、新学習指導要領は、子どもたちに基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自ら学び、自ら考える力など「生きる力」を育むことを狙いとしている。

完全学校週5日制は、子どもの生活にゆとりができ、親子のふれあいが親密になったなど良い面もあるが、これを総合的に判断したら、果たしてどれだけの効果があるのかに対しては疑問を感じる。

①現在の学習指導要領では、教育内容がかなり削減されているが、子どもたちの学力は低下していないか。また、学力面での多くの課題に対する現状分析と、学力向上対策としての土曜日の使い方についての方策はどう考えているのか。

②学習指導要領の一部改正に係わって、町内における各学校での「ゆとり教育」についての具体的な方策と現在までの成果について伺う。

③教員の質の向上対策として、①中教審の教員養成部

会での検討内容は、②免許更新制の検討及び方向性は、③教員の査定評価は、④教員の市民としての生活権の確保は、⑤教員の書類提出の多すぎが多忙の原因ではないか、⑥やる気のあ

る先生をさらに認める環境は、⑦教員の他業界との交流が不足していないか、⑧

教員採用の実情に問題はな

いかについて伺う。

④学校長のマネジメント力の向上対策についての考えを伺う。

教育長

①独自の学力テストを行っていないので、具体的に数字で示することはできない。

道教委では、「目の学力調査」を行い、学習の状況を把握し、その結果に基づき学習指導の改善・充実を図る考えである。

土曜補習については、教職員や保護者、地域住民に総合的な具体策を提示しながら実現の有無について検討することが必要であり、

いろんな団体の人たちによる寺子屋的な体制づくりを地域の中でつくりたいという思いでいる。

ゆとり教育に求められる 学力向上対策は

永井繁樹議員



朝の読書をする札内中学校の生徒

を作成し、学校の自主性・自律性のもと、子どもの課題解決能力の育成に努力していただいている。

各学校はさまざまな課題

やあい路を克服し、学習指導要領の大綱化、弾力化の趣旨を最大限に活かし、子どもたちの「生きる力」を育むため、創意に富む教育活動の実践に努めていることは大いに評価できるものと考えている。

③①②文部科学省は昨年10月に中教審に対し、⑦教員養成における専門大学院のあり方、④教員免許制度の改革、とりわけ教員免許更新制の導入について諮問

浮き彫りになった。

し、現在議論されている。

③道教委では、平成15年度から17年度の今年の3力年まで、「教員の評価に係る調査研究」を行っている。

④⑤町教委独自のアンケート調査の結果、帰宅のために学校を出る時間は、6時台が3割、7時台が2割、8時台以降が1割で、全体の6割が6時以降となっており、教材研究、授業準備、採点業務、成績評価、学校行事、職員会議以外の会議に加えて、少年団活動、部活動といった業務外業務いわゆるボランティア活動に当たるなど、その多忙さが

このため教育委員会では、毎月19日を「幕別教育の日」とし、この日を中心に「教職員ノー残業デー」として教職員にも家庭に帰ってもらうこととするともに、事務事業の見直しをすることとした。

⑥教職員提案制度を新たに導入し、教職員からの意見を聞くなど意識の高まりと意欲の向上、開かれた教育委員会も目指していく。

⑦道教委では、教員を民間企業や社会福祉施設などの学校以外の施設に派遣する課題研修など、ライフステージに即した体系的な研修を実施している。

⑧道教委では、教科等の指導法や生徒指導に対する理解度などに重点を置いた選考になるよう改善している。

④マネジメント向上のため、校長には教育理念を思い切って語ってほしいと思

っている。幕別13校の校長については、力量、理念のもとに学校経営に当たっていると考えている。

③道教委では、教科等の指導法や生徒指導に対する理

解度などに重点を置いた選

考になるよう改善してい

る。

④マネジメント向上のた

め、校長には教育理念を思

い切って語ってほしいと思

っている。幕別13校の校長

世界ラリー選手権の効果 をどう考えているのか

堀川 貴庸 議員

問 昨年9月、十勝管内でWRC（世界ラリー選手権大会）が開催された。大歓迎ムードの中、地元経済の活性化に大きく貢献するものと地元紙も特集作業に取り組んだ。

十勝管内5市町村が主な会場となったが、わが町においては、住民意識・経済効果ともに上向いたとはいえず、今後の課題といえる。

そこで、地元のPR、活性化のためには地域住民の参加は非常に重要な要素であり、成功の力ギと考えるが、見解を伺う。

① WRC開催による経済効果は。
② 観光産業への影響は。滞在型観光の実践はできたか。
③ 住民のイベント参加・意識を高める周知方法の検討とその目標設定の考え方について。

④ 今回のWRC開催を通じて「幕別町」をPRできたのか。

か。印象付けられたのか。

町長 **①** ホテル宿泊、スーパーなどの小売店、「サツナイ・スーパースペシャル・ステージ」の出店、同ステージの設営・撤去工事の受注等において直接的な経済効果があったものと推測している。

② 世界ラリー選手権を通して、世界に十勝の魅力を発信することで、十勝における滞在型観光の振興が図られたものと考えている。

現在、オール十勝で滞在型交流産業に向けた取り組みを行っているが、本町においても参加・体験に結びつく環境づくりを進めており、ラリー選手権を契機に滞在型につながることを

期待している。

③ 広報紙、住民説明会、新聞、雑誌等で住民周知を行っているが、インターネットによる問い合わせが非常に多かったことから、観光物産協会などと連携を図り、あらゆる媒体を活用して周知をしていきたい。

④ 公式ホームページやラリー専門誌等において幕別町のPRは残念ながら十分ではなかった。

次回開催地として正式に決定した折には、幕別町を全面的に打ち出すよう働きかけていきたい。

期待している。



昨年のラリージャパン札内特設会場

森林の有効活用を今後どう進めていくのか

問

今、世界規模での自然・環境対策あるいは砂漠や乾燥地帯に対する緑化政策が着実に進められているが、そもそも私達人類の生活には森林からの恵みを欠くことができない。

しかし、その森林が有する様々な機能をよく理解せずに、特に高度成長時代には伐採を続け、非常に限定的な用途でしか活用をしていないと思われる。

そこで、森林資源と共存

共栄している地域や国もあるが、町内の森林資源の今後と林業に対する対応について見解を伺う。

① 町有林・民有林の面積は。樹種はどうか。

② 町有林の役割と経済・財政効果について。

③ 森林の維持管理体制の確保・充実と対策。

④ 森林を活用した「スローライフ」の検討。

町長 **①** 人工林として、町有林の面積は1,197ヘクタールで、カラマツが約87%、トドマツが約8%、シラカバが約2%である。民有林は6,983ヘクタールで、カラマツが約81%、トドマツが約16%、シラカバが約2%である。

なお、天然林については把握している資料がなく、示すことができない。

② 町有林の役割として、保安林は風害、土砂流出・崩壊などの防止の機能。普通林は水源の涵養、二酸化炭素の吸収源、生物多様性の保全などの機能がある。

町有林の経済・財政効果は特に評価したものがなく、数字を示すことができない。

ない。

③ 森林の維持管理は、森林組合のノウハウや活動力を最大限活用する中で行っている。今後においても健全な保育を目的に、地ごしらえ、植栽、除間伐などの森林施業を引き続き計画的に実施していくとともに、森林保全対策として、シラカバやナラなどの広葉樹の植栽、自生を促す天然林化について調査研究したい。

④ スローライフの具体的な取り組みは特にないが、道で森林セラピーなどの推進の検討がされており、こうした動向を見守りながら、また、産業としての林業振興についても、環境と経済の調和の取れた政策について研究したい。



問

政府は2月10日、障害者自立支援給付法案を国会に提出した。

政府は5年前、自分でサービスを選択でき、負担は所得水準に応じた応能負担の考えで行う支援費制度を導入したが、障がい者が利用するサービス量が増えれば増えるほど自己負担を高くしていく応益負担に切り替えようとしている。特に福祉サービスを利用する障がい者には一割負担を求めようとしている。

今までの支援費制度は、自己負担は所得に応じているので、ホームヘルプサービスという住民税非課税の方は無料となり、実際では95%の人が費用負担なしにサービスを受けることができることになる。

これまで別扱とされてきた精神障がい者の方も枠組みの中に取り入れるとしており、精神障がい者の通院、医療費の負担も、今まで所得にかかわらず5%であるのを所得に応じて1割から3割の負担とする内容になっている。また、施設利用時の食費や光熱水費の

負担も求め、障害の重い人ほど負担増となり、支援どころか重い負担と苦しみを課すものである。

所得保障が後退している中、国は逆に大幅な負担増を障がい者に押し付けよう

障がい者への支援を充実すべきではないか

野原恵子議員

としており、次の点について伺う。

①障害者自立支援給付法案の利用者負担を招く応益負担制度を実施しないことを国に求めていること。

②町としての障がい者の雇

用状況と町内事業所の雇用状況は。

③精神障がい者の自立支援を行うこと。(情報交換・交流事業、地域生活支援事業、小規模作業所運営事業など)

町長 ①障害者自立支援法がめざす基本的な方向は、身近な市町村でサービスが利用できる体制づくりと効果的・効率的なサービスの利用促進、さらには公平な費用負担と配分の確保を図るものである。

利用者負担は、原則サービス量の1割となるが、低所得者に対しては、月額負

担上限額を無料あるいは低く抑えるなどの配慮が行われる。また、入所施設や通所施設における食費についても、誰しもが生活をしていく上での「実費」であるとして、原則、自己負担となるが、低所得者に対しては経過措置を一部に設けるなどの配慮もされている。

町が自立支援法を成立させないよう求めることについては、ひとつの町の町長が行動することではなく、町村会等が法律が反対だということ動くときに当然参画していくかもしれないが、一町村だけが動く

町内事業所の雇用状況については、詳細に把握したものがない、十勝管内の障がい者職業紹介状況によると、平成17年1月末で総体求職者数1,601名、就業者869名、雇用率で54・3%で、16年度を見ると、新規求職者200名、就職者81名、雇用率で40・5%となっており、就労の場が確保されていない方が

相当いるものと受け止めている。

②町では、既に2名の障がい者を雇用しており、雇用率から導き出す雇用人数は達成している。

北海道は四千数項目ある権限を半分以上、町村に移譲しようとしており、その中に交流事業とか支援事業の項目が入っているの

で、今度は町自らが窓口になつていろんな支援体制や施策を講じていかなければならない。そのようなことも踏まえて、これから対応していききたい。



「ケーキ屋になりたい」永野麻美さん(中学生の部)
障害者雇用促進ポスター

なお、今月、町内の事業所雇用実態調査を行う予定があるので、その中で障がい者の雇用状況についての取り組みをしていきたい。

③これまで、精神障がい者の方に対する支援は、管内においては十勝保健福祉事務所が主に心の健康相談、精神保健福祉に関する知識の普及啓発、社会復帰学級への支援、地域共同作業所の運営支援などを行い、町村は身近な相談窓口としての業務のほか、精神障害者福祉手帳の申請や通院医療費公費負担などの事務を担ってきた。

町有地を活用した農村地域の住宅政策の考えは

乾 邦 広 議員

問

途別小学校で小規模校特別転入学制度が導入されたが、学校周辺に居住できず入学を断念せざるを得ない町外の子どもがいる。さらに、若者定住、U・I・Jターン向け住宅政策の一つとして、旧途別小学校跡地に公営住宅を建設してはどうか。

町長

公営住宅の目的の本旨は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することであり、U・I・Jターンの受け入れや子どもの教育のための居住空間の提供は想定されていない。

小規模校特別転入学制度のさらなる充実と小規模校の再生、効果、地域の活性化、農村の自然と文化、人情を活用したまちと農村の均衡ある発展と時代を担う人づくり事業に繋がると思うが、考えを伺う。

このため、公営住宅の整備は町単費による手法しかなく、本町の財政状況を考慮すると実現は難しい。

今後、土地の有効利用の研究は続けていきたいと思っているが、他の地域とのバランス等の問題もある。

①住民の声を聞く機会を否定するものではなく、機会があれば、ぜひそういう場を持たせていただきたい。

②旧途別小学校跡地は都市計画調整区域であるが、住宅の建設はできないのか。

③民間での建設となると、相当な資本投資をしなければならず難しい。

③ 民間の力を活用するため、町有地の売却などをす

学校給食の残食利用による環境教育の推進を

問

環境教育の中でも、廃棄物は身近な問題である。

全国の小学校での給食の食べ残しは、1週間で850トンという試算もあるが、教育委員会として、微生物を利用して堆肥をつくり、作物を育てるといった実践プランを取り入れる考えはないか。

教育長

学校給食の残食は、1日あたり平均150キログラムで、200日分

ぐらいが年間の数量になる。

給食の残食処理は、コンポストによる処置を試験的にやったことがあるが、脂分、塩分が多くなかなかじまないことから、今は水分を十分に抜き取って、生ごみとして処理している。

学校給食の残食を活用した家畜の飼料や肥料づくりなど、資源の再利用の方法を主体的に学ぶことは意義深いことであり、先進事例を各学校に紹介するとともに、各種研修会において資源の有効活用などについて教職員の理解を深め、各学校における指導の一層の充実が図られるよう取り組んでいきたい。

国の教育委員会制度の見直しにどう対応するのか

問

教育委員会が制度化されてから半世紀を過ぎたが、形骸化しているとの批判が強い。

国は制度を抜本的に見直すため、中教審に諮問をしたが、教育委員会としてどのように受け止めているのか。

教育長

教育委員会は独立した合議制の執行機関で、中立性や安定性、持続性を確保するとともに、多様な民意を反映する仕組みになっている。

幕別町教育委員会では、地域の実情を踏まえ、地域に根ざした主体的で積極的な教育行政を推進するため、「教育ネットワーク推進会議」や「ジュニア教育委員会」を開催し、多くの意見を聞くとともに、教

育委員会の会議を公開し、来年度からは新たに幕別教育の日の制定や教職員提案制度、幼保・小中連携事業などさまざまな施策を実現するなど、開かれた教育行政に取り組んでいる。

引き続き、国の動向に留意しながら、教育委員会制度の趣旨が活かされるよう、教育委員会の活性化に向けた取り組みを進めていく。



ジュニア教育委員会で意見を交わす子供たち

問

教育行政執行方針では、引き続き「教育の風は幕別から」とし、幕別ならではの教育の創出に努力するとしている。

地域とともに子どもたちを育てていくことが、今こそ求められている時はない。

①教育連携支援事業については、これまでも学校評議員による教育ネットワーク推進会議や地域参観日などの施策がとられてきたが、これらとの関連、具体的内容は。

②コンピュータを使った犯罪や、犯罪に巻き込まれる例もあるが、教育の中で、学年ごとの犯罪防止の手立てを。

③学校教育での食育の重視が述べられている。教科指導や給食指導を展開するとしているが、農業が基幹産業である幕別町ならではの取り組みを。

また、安全で美味しい地元の作物を供給することが一層求められる。

⑦農業体験事業の拡大。

①地元で採れた安全な作物を供給したいという農家

幕別ならではの教育行政をどう考えているのか

豊島善江議員

教育長

①教育連携支援

事業は、①学校と家庭をつなぎ、家庭と地域を結び、②地域社会と学校を開く、③児童・生徒の安全対策の連携を図るもので、「地域に根ざした教育。教育の原点は郷土学習にある」としながら、構想のテーマを「明るいまちを興す」、そのためのキーワードを「つなぐ・むすぶ・ひろく」、この実現と位置付けをし、実施しようとするものである。

なお、具体的には各学校の創意工夫のもと実施されることになるが、新年度に制定する「幕別教育の日」定着に向けた支援策ということでご理解いただきたい。

②コンピュータによる違法情報、有害情報をシャットアウトする対応は、小規模校では児童・生徒向けの検索サービスの利用、大規模校ではサーバにフィルタリング機能を持たせることで対策を講じている。

学校現場では、町の「インターネット利用ガイドライン」や文科省の手引きを

もとに、あふれる情報の中から正しい情報を主体的に判断できる能力の育成や、情報化の影の部分についての理解を深め、情報モラルの育成に努めている。

③農業体験事業は、参加した小学生、父母からは好評であった。平成17年度も実施が予定されているが、さらに、酪農・畜産関係についても、取り組みが可能なかどうか現在協議中である。

④生産現場がわかる農作物は、安全・安心で、流通経路が省略化できることから新鮮で安価になるなどのメリットが考えられるが、価格面や安定的、継続的に食材が確保できるのかという課題もあるから、生産者



農業体験事業での収穫したいもの箱詰めをする子供たち

や関係機関、団体とも話し合い、町長部局との連携も図りながら、「地産・地消」に向けて取り組んでいきたい。

⑤地場産小麦100%の取り組みについては、パン向きといわれている品種「キタノカオリ」の確保が課題であるが、製パン業者や製粉業者との協議の中で、今年度1回であったが、来年度は年間4〜5回程度は供

給できる見通しとなった。パンを主食とした給食は年間70食程度であるが、さらなる拡大供給に向けて、今後とも関係機関、企業にも働きかけをしていきたい。

⑥業者よりゆでたものを納入しているが、麺における十勝産小麦の使用割合は90%まで上昇している。味覚等に差がないことから製粉・製麺会社等に地元小麦の使用、研究についてさらに働きかけていきたい。

④司書教諭は本来業務である学級担任や他の学校公務分掌などの業務との兼任発令をされているが、司書教諭としての業務的負担が大きいことや効果的な活用を図るという点において課題が多いことから、これまでも教委連などと連携のもとに専任司書の配置要請活動を行ってきた。

引き続き要請活動に努めていくが、それまでの間、幕別図書館の専任司書による学校訪問を行い、学校司書教諭の負担軽減に努めていきたい。

補助金の交付金化に伴う財源の確保は

中橋 友子 議員

問 平成17年度の地方保。

交付税は、前年比0・1%の微増。しかし、

大都市に多く配分される厳しい内容である。一方、新たに「まちづくり交付金」、「道整備交付金」など7つの交付金が制度化された。これらの積極的な活用や、効率的な運用で住民要求に応える政策を実施すべき。

① 交付金、補助負担金の確保
② 新交付金制度の活用。
③ 住民負担を抑える。
町長 **①** ②制度の詳細が示されたら、活用について考えたい。
③ 住民負担を抑えることは意を同じくするが、その時々々の行財政改革の中で、受益と負担の見直しは行っていないかなければならないものと思っている。

介護保険制度見直しによる影響は

問 国の介護保険制度の見直しに伴い、「訪問看護」の利用料が6%から10%に引き上がり、10月から施設入居者負担が最高3万7千円も増やされる。

① 訪問看護利用料の引き上げの影響と対策。
② 施設入居者の居住費負担増の影響と対策。
③ 「第三期介護保険事業計画」策定の基本姿勢。

町長 **①** 町が行っている「訪問介護利用者に係る利用者負担軽減措置」に移行するので、これまでと同様の負担軽減措置となる。
② 施設に入所している要介護5の51人の方に当てはめると、16人は負担額が変わらず、17人は3千円の減額、6人が1万5千円の増額、12人が3万円から3万2千円程度の増額になる。
なお、介護保険制度導入前の施設利用者は、見直し後も法施行前の費用徴収額

を上回らない制度を継続するほか、社会福祉法人による利用者負担の減免の運用改善も予定されている。
③ 地域に密着した事業展開が求められることから、これまでの介護保険事業計画の運営状況や政策の評価を行い、介護保険運営等協議会で協議をいただき、計画を策定したい。

公営住宅需要増の対策を

問 公営住宅になかなか入居できない状況にある。需要は今後も増加の見込みから、抜本対策が必要。

① 募集と入居の現状。
② 低家賃住宅の確保。
③ シルバーハウジング事業の状況。

町長 **①** 入居者の募集は、平成16年度は4回実施し、募集戸数25戸、応募件数169件で6・76倍となっている。申請時の住宅困窮状況は、現在の家賃が高いが50%、世帯同居・住宅の規模、設備が悪いがそれぞれ15%を占めている。

② 入居者の収入に応じた家賃が設定されるので、特に低家賃住宅としての位置付けはされていない。
③ シルバーハウジングは札内文京町に建設予定で、現在、道が実施設計を行っているが、平成17年度から平成18年度までで2棟28戸、平成18年度から平成19年度までで1棟16戸を建設する予定である。

町事業の地元発注と雇用の拡大を

問 景気は依然厳しく、仕事・雇用の確保を求める声が大きくなっている。

① 町事業の地元発注の促進。
② 分離、分割発注の促進。
③ 国・道事業の町内の発注。
④ 雇用の促進について現状と対策。

町長 **①** 町内企業にを基本に発注を行っており、平成16年度のこれまでの実績では、発注総額の85・5%となっている。
② 分離発注は、一方では経費率が高くなる懸念もあり、事業内容を精査しながら受注機会の確保に心がけている。

愛育園は廃止せず 発展的対応を

問 「十勝愛育園」は療育と保育を兼ねた管内唯一の施設。廃止せず発展的対応を。

① 道に支援の要請を。
② 子育て支援施設計画の中の対応。
③ 専門的な養成と配置を。

町長 **①** 本町独自の運営は非常に厳しく、これまでも総合療育センターの十勝管内設置を積極的に要請をしているが、道の厳しい財政状況からして難しい。
② 町単独での療育施設の設置は難しく、地域療育センター等の専門的な療育施設の活用を図っていくことが望ましいと考えている。

③ 職員の研修等は、旭川総合療育センターの協力をいただき行っているが、当面の対応としては、多くの専門的な職員を配置している医療機関等の協力を得ながら進めていきたい。



十勝愛育園